

エバーニュース

EVER NEWS

vol.14 平成27年5月17日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。



● [連載] 任意後見 … 一人暮らしの老後のために

■ **無料相談会のご案内**

● [連載] 独占禁止法と公正取引について

● 料金のご案内／事務所のご案内



… 一人暮らしの老後のために
任意後見

第14回は任意後見について述べます。成年後見についてはVol.4で詳しく触れていますが（バックナンバー参照）、たとえば事故や病気のために判断能力を失った場合に、家庭裁判所に選任してもらう法定代理人が成年後見人です。任意後見人とは、まだ判断能力は問題ない時に、将来判断力が低下したり、失ったりする場合に備えて、あらかじめ契約で決めておく将来の代理人です。一人暮らしで、頼ることのできる方がいない方にとっては、望ましい制度です。具体的には、候補者と公正証書（公証役場で公証人によって作成する書面です）による契約を締結します。そして、東京法務局に登録をします。その後ご本人の判断能力が失われた場合に、候補者が家庭裁判所に申立てをして、任意後見監督人を選任します。その任意後見監督人の監督のもとに任意後見人は活動をしますので、ご本人にとっては安心です。

契約によって委任する内容は、ご本人との合意によって決めることができますが、財産管理や、介護や施設入所などに係る契約が主になります。結婚・離婚・養子縁組など身分的な事柄は対象にはなりません。ご本人に対して訴訟を起こした人など法律で一部就任できない方もいますが、弁護士などの専門職以外でなくとも、信頼できる方であれば任意後見人になることができます。契約には報酬の記載もしますので、その契約に従って委任事務の報酬が払われることとなります。なお、まだ判断能力はあるのだけれど、体がしんどいので、財産の管理だけでも今からお願いしたという場合には、任意後見契約と合わせて通常の財産管理契約も締結しておけばよいかと思えます。

費用面については、任意後見契約の公正証書作成のための公証人費用（出張も可能）、登記嘱託費用などで数万円で足りるようです（公証役場にご確認ください）。弁護士に代理人として作成依頼をする場合には追加として弁護士費用が必要です。実際に、任意後見人になると、預貯金などの金融資産の管理、名義変更作業が必要となり、様々な契約締結など作業量が多かったり、法律的に複雑であったりします。そのような場合には、候補者としては弁護士等専門職をお勧めします。

財産管理契約、任意後見契約について詳しくご相談されたい方は当事務所までご相談ください。

Information

無料相談会のご案内

平成27年5月19日(火)、5月28日(木)、6月1日(月)のいずれも
午後3時から午後6時の間に、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。
なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



独占禁止法と 公正取引について

事業者の方へ

商売では、取引量、取引経緯や信頼関係によって、多少無理を言われることはよくあることです。でも、無理を超えて無理難題、強引な取引の押付にいたれば、違法となります。いわゆる独占禁止法（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」）はこのような場合に役立つ法律です。この法律の目的は、公正かつ自由な競争の促進です。この法律によって禁じられる行為は、私的独占とって、たとえば不当な低価格という方法で競争相手を市場から追い出したり、新規参入を妨害したりして市場を独占したり、あるいは株式取得などによってほかの事業者に影響を与えて市場を支配する行為などです。そのほかにも、いわゆるカルテルとって、事業者や業界団体が価格や生産量などを共同で取り決めたり、また談合で不当に取引制限をすることも禁じられております。加えて事業者団体の規制や、合併や株式取得などの企業結合規制、独占の状態の規制、次に掲げる不公正取引があります。

不公正な取引方法については、公正取引委員会がその内容を指定しています。不公正な取引方法は、3つのタイプに分けることができますが、①自由な競争が制限されるおそれがあるような行為で、取引拒絶、差別価格、不当廉売、再販売価格拘束など、②競争手段そのものが公正とはいえないもので、ぎまんの（だましとこのです）な方法や不当な利益による顧客誘引、抱き合わせ販売など、③自由な競争の基盤を侵害するおそれがあるような行為で、大企業がその優越した地位を利用して、取引の相手方に無理な要求を押し付ける行為など、です。

これらの違法行為に該当する場合には、公正取引委員会への申告という方法がありますが（審査で違法行為として取り上げられると排除措置命令、課徴金納付命令、悪質であれば刑事告発と進みます）、公正取引委員会も人員が限られているので上記のように進む場合はやはり影響の大きい企業や団体の場合になります。上記の命令に至れば、被害者側としては損害賠償を求めるのも容易です（無過失責任）。賠償請求以外にも被害に対する差止請求も認められます。いずれにしてもやり過ぎは、賠償、差止など法的なトラブルを招きリスクになりますので、事業のコンプライアンスとしても不公正取引にならないよう注意したいものです。



料金のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3000円プラス消費税
1時間	5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円のみの場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）



● エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所（旧 菊地秀樹法律事務所）

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

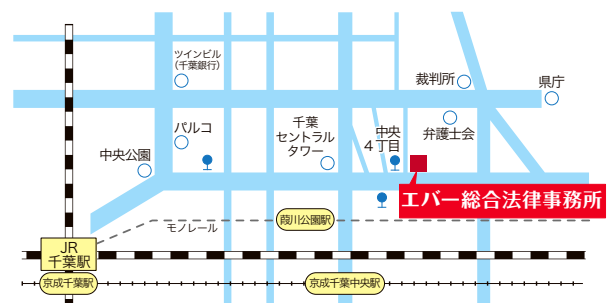
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



● 千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
● 駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。